



山形県公報

平成28年3月31日(木)

号 外 (6)

目 次

条 例

○山形県県税条例等の一部を改正する条例…………… (税 政 課) …… 3

この号で公布された条例のあらまし

◇ 山形県県税条例等の一部を改正する条例 (県条例第41号) (税政課)

1 事業税

(1) 山形県県税条例第49条第1項第1号イに掲げる法人の事業税の税率を次のとおりとすることとした。(第54条第1項及び第3項関係)

付加価値割		100分の1.2
資本割		100分の0.5
所得割	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の1.9
	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の2.7
	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の3.6

(2) 法人の事業税の税率の特例について、山形県県税条例第49条第1項第1号イに掲げる法人の事業税の所得割の税率を次のとおりとすることとした。(附則第13条の3第2項関係)

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.3
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の0.5
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の0.7

2 不動産取得税

次に掲げる特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長することとした。(附則第13条の8及び附則第13条の9第1項関係)

- (1) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置
 - (2) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置
 - (3) 認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置
- 3 自動車取得税
- (1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の20を乗じて得た率とする特例措置について、対象に次のいずれにも該当する車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラック（軽油自動車に限る。）を追加することとした。（附則第15条の2の2第2項関係）
 - イ 平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成28年輕油重量車基準」という。）に適合すること。
 - ロ エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
 - (2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の40を乗じて得た率とする特例措置について、対象に次のいずれにも該当する車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラック（軽油自動車に限る。）を追加することとした。（附則第15条の2の2第3項関係）
 - イ 平成28年輕油重量車基準に適合すること。
 - ロ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
 - (3) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の60を乗じて得た率とする特例措置について、対象に次のいずれにも該当する車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラック（軽油自動車に限る。）を追加することとした。（附則第15条の2の2第4項関係）
 - イ 平成28年輕油重量車基準に適合すること。
 - ロ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - (4) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、知事が地域住民の生活上必要と認めて認定した路線の運行の用に供する一定の一般乗合用のバスを取得した場合における非課税措置について、その適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした。（附則第15条の2の2の4関係）
 - (5) 自動車持出困難区域内の自動車（以下「対象区域内自動車」という。）の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者等が対象区域内自動車以外の自動車（以下「他の自動車」という。）を取得した場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認めるときに当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する特例措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした。（附則第25条第1項関係）
- 4 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

条 例

山形県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第41号

山形県県税条例等の一部を改正する条例

(山形県県税条例の一部改正)

第1条 山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第54条第1項第1号イ中「100分の0.72」を「100分の1.2」に改め、同号ロ中「100分の0.3」

を「100分の0.5」に改め、同号ハの表中

100分の3.1
100分の4.6
100分の6

を

100分の1.9
100分の2.7
100分の3.6

に改め、同条

第3項第1号イ中「100分の0.72」を「100分の1.2」に改め、同号ロ中「100分の0.3」を「100分の0.5」に改め、同号ハ中「100分の6」を「100分の3.6」に改める。

附則第5条の5中「100分の10」を「100分の20」に改める。

附則第13条の3第2項中「平成27年4月1日」を「平成28年4月1日」に、「100分の3.1」とあるのは「100分の1.6」と、「100分の4.6」を「100分の1.9」とあるのは「100分の0.3」と、「100分の2.7」に、「100分の2.3」を「100分の0.5」に、「100分の6」とあるのは「100分の3.1」を「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」に改める。

附則第13条の8第1項中「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同条第2項中「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「第77条第1項第1号」を「同号」に、「において」を「には」に、「同条第1項」を「同項」に改める。

附則第13条の9第1項中「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第15条の2の2第2項第2号ニ中「附則第4条の5第8項」を「附則第4条の5第9項」に改め、同号中ニをホとし、同号ハ中「附則第4条の5第7項」を「附則第4条の5第8項」に改め、同号ハ(イ)中「附則第4条の4第15項」を「附則第4条の4第17項」に改め、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第7項に規定するもの

(イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第14項に規定するもの（以下この条において「平成28年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2の2第3項第1号イ中「附則第4条の5第9項」を「附則第4条の5第10項」に改め、同号ロ中「附則第4条の5第10項」を「附則第4条の5第11項」に改め、同号ハ中「附則第4条の5第11項」を「附則第4条の5第12項」に改め、同号ニ中「附則第4条の5第12項」を「附則第4条の5第13項」に改め、同項第2号イ中「附則第4条の5第13項」を「附則第4条

の5第14項」に改め、同号ロ中「附則第4条の5第14項」を「附則第4条の5第15項」に改め、同号ニ中「附則第4条の5第16項」を「附則第4条の5第18項」に改め、同号中ニをホとし、同号ハ中「附則第4条の5第15項」を「附則第4条の5第17項」に改め、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第16項に規定するもの

(イ) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2の2第4項第1号イ中「附則第4条の5第17項」を「附則第4条の5第19項」に改め、同号ロ中「附則第4条の5第18項」を「附則第4条の5第20項」に改め、同号ハ中「附則第4条の5第19項」を「附則第4条の5第21項」に改め、同項第2号イ中「附則第4条の5第20項」を「附則第4条の5第22項」に改め、同号ロ中「附則第4条の5第21項」を「附則第4条の5第23項」に改め、同号ニ中「附則第4条の5第23項」を「附則第4条の5第26項」に改め、同号中ニをホとし、同号ハ中「附則第4条の5第22項」を「附則第4条の5第25項」に改め、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第24項に規定するもの

(イ) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第15条の2の2第5項中「附則第4条の5第24項」を「附則第4条の5第27項」に改める。

附則第15条の2の2の3第1項第7号中「附則第12条の2の2第2項第5号ハ」を「附則第12条の2の2第2項第5号ニ」に改め、同条第2項第3号中「附則第15条の2の2第2項第2号ハ又はニ」を「附則第15条の2の2第2項第2号ニ又はホ」に改め、同条第3項第3号中「附則第15条の2の2第3項第2号ハ又はニ」を「附則第15条の2の2第3項第2号ニ又はホ」に改め、同条第4項第3号中「附則第15条の2の2第4項第2号ハ又はニ」を「附則第15条の2の2第4項第2号ニ又はホ」に改める。

附則第15条の2の2の4中「においては」を「には」に、「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附則第15条の3第1項中「次項において同じ」を削り、「次項及び第3項第3号」を「次項第3号」に、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成28年度分」に改め、同項第1号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第2号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項第2号中「平成21年天然ガス車基準」を「道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第4号及び第5号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第5条の2第1項に規定するもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）」に、「附則第5条の2第8項」を「同条第2項」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第5条の2第3項に規定するものをいう。）

附則第15条の3第5項第4号中「エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（次項において「エネルギー消費効率」という。）が施行規則附則第5条の2第4項に規定する

エネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に、「平成17年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第5条の2第5項に規定するもの（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に、「附則第5条の2第9項」を「同条第6項」に改め、同項第5号中「附則第5条の2第10項」を「附則第5条の2第7項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第5条の2第11項」を「附則第5条の2第8項」に、「第3項」を「次」に改め、同項に次の表を加える。

自動車の種類等		税率（年額）	
		営業用	自家用
1 乗用車（三輪の小型自動車に属するものを除く。）	総排気量が1リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの	円 4,000	円 15,000
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	4,500	17,500
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	5,000	20,000
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	7,000	22,500
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	8,000	25,500
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	9,000	29,000
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	10,500	33,500
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	12,000	38,500
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	14,000	44,000
	総排気量が6リットルを超えるもの	20,500	55,500
2 トラック	最大積載量が1トン以下のもの	3,500	4,000
	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	4,500	6,000

	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	6,000	8,000
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	7,500	10,500
	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	9,500	13,000
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	11,000	15,000
	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	13,000	17,500
	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	15,000	20,500
	最大積載量が8トンを超えるもの	15,000円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに2,400円を加算した額	20,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに3,200円を加算した額
最大乗車定員が4人以上のもの	総排気量が1リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの	最大積載量に応じた年額に1,800円を加算した額	最大積載量に応じた年額に2,600円を加算した額
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	最大積載量に応じた年額に2,300円を加算した額	最大積載量に応じた年額に3,200円を加算した額
	総排気量が1.5リットルを超えるもの	最大積載量に応じた年額に3,200円を加算した額	最大積載量に応じた年額に4,000円を加算した額

3 バス	(1) 一般乗合用のもの及び自家用のもののうち学校教育法第1条に規定する学校が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童等の通学の用に用いるもの	乗車定員が30人以下のもの	6,000	6,000
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	7,500	7,500
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	9,000	9,000
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	10,000	10,000
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	11,500	11,500
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	13,000	13,000
		乗車定員が80人を超えるもの	14,500	14,500
	(2) その他のもの	乗車定員が30人以下のもの	13,500	16,500
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	16,000	20,500
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	19,000	24,500
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	22,000	28,500
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	25,500	33,000
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	28,500	37,000
		乗車定員が80人を超えるもの	32,000	41,500
4 三輪の小型自動車		2,500	3,000	
5 けん引自動車	小型自動車に属するもの	4,000	5,500	
	普通自動車に属するもの	8,000	10,500	

6 特種用途車	(1) 霊柩車 <small>きゆう</small>	普通自動車に属するもの	6,500	7,500
		小型自動車に属するもの	3,000	3,500
	(2) ごみ、し尿等の廃棄物の収集及び運搬の用に用いるもの	普通自動車に属するもの	6,500	7,500
		小型自動車に属するもの	3,000	3,500
	(3) キャンピングカー	普通自動車に属するもの	13,000	
		小型自動車に属するもの	9,500	
		総排気量が1リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの		12,000
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの		14,000
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの		16,000
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの		18,000
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの		20,500
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの		23,500
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの		27,000
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの		31,000
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの		35,500	
総排気量が6リットルを超えるもの		44,500		

(4) その他の用に用いるもの	車体の形状がトラックに類するもので最大積載量の定めのないもの	車両重量が5トン以下のもの	4,500	6,000
		車両重量が5トンを超え10トン以下のもの	9,500	13,000
		車両重量が10トンを超え15トン以下のもの	15,000	20,500
		車両重量が15トンを超えるもの	19,500	26,500
	その他のもの	自動車の種類及び構造区分によりそれぞれ前各項又は前各号に該当する自動車について定められた額		

附則第15条の3第6項を同条第3項とし、同条第7項を削る。

附則第25条第1項中「にあつては」を「には」に、「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

(山形県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 山形県県税条例等の一部を改正する条例（平成27年7月県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中山形県県税条例第54条第1項第1号及び第3項第1号並びに附則第13条の3第2項の改正規定を削る。

附則第1項第1号中「附則第11項」を「附則第6項」に改め、同項第3号中「並びに第54条第1項第1号及び第3項第1号」を削り、「附則第13条の3第2項及び第15条の2」を「附則第15条の2」に、「から第10項まで及び第12項から第24項まで」を「及び第7項から第19項まで」に改める。

附則第6項から第10項までを削り、附則第11項を附則第6項とする。

附則第12項中「28年旧条例」を「附則第1項第3号に掲げる規定による改正前の県税条例（以下「28年旧条例」という。）」に改め、同項を附則第7項とし、附則第13項を附則第8項とする。

附則第14項中「（以下「28年旧法」という。）」を削り、同項を附則第9項とし、附則第15項を附則第10項とし、附則第16項を附則第11項とする。

附則第17項中「附則第14項」を「附則第9項」に、「附則第15項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第18項中「附則第14項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第19項中「28年新法」を「改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第20項中「附則第15項から第18項まで」を「附則第10項から第13項まで」に改め、同項の表を次のように改める。

附則第10項	前項	附則第14項
--------	----	--------

	平成28年5月2日	平成29年5月1日
	改正法附則第12条第4項	改正法附則第12条第10項において読み替えて準用する同条第4項
附則第11項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
附則第12項	附則第9項	附則第14項
	同項から前項まで	同項及び前2項
	附則第10項	附則第15項において読み替えて準用する附則第10項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
附則第13項	附則第9項	附則第14項

附則第20項を附則第15項とし、附則第21項を附則第16項とする。

附則第22項中「附則第15項から第18項まで」を「附則第10項から第13項まで」に改め、同項の表を次のように改める。

附則第10項	前項	附則第16項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
	改正法附則第12条第4項	改正法附則第12条第12項において読み替えて準用する同条第4項
附則第11項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
附則第12項	附則第9項	附則第16項
	同項から前項まで	同項及び前2項
	附則第10項	附則第17項において読み替えて準用する附則第10項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
附則第13項	附則第9項	附則第16項

附則第22項を附則第17項とし、附則第23項を附則第18項とする。

附則第24項中「附則第15項から第18項まで」を「附則第10項から第13項まで」に改め、同項の表を次のように改める。

附則第10項	前項	附則第18項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
	改正法附則第12条第4項	改正法附則第12条第14項において読み替えて準用する同条第4項
附則第11項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
附則第12項	附則第9項	附則第18項
	同項から前項まで	同項及び前2項
	附則第10項	附則第19項において読み替えて準用する附則第10項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
附則第13項	附則第9項	附則第18項

附則第24項を附則第19項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の山形県県税条例（以下「新条例」という。）附則第5条の5の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成27年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

- 3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第49条第1項第1号イに掲げる法人（3以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で施行日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度の新条例第52条第1項第1号イに規定する付加価値額（当該事業年度が1年に満たない場合には、当該事業年度の付加価値額に12を乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。以下この項から附則第7項までにおいて同じ。）で除して計算した金額。次項から附則第7項までにおいて「調整後付加価値額」という。）が30億円以下であるものについては、当該事業年度に係る新条例附則第13条の3第2項の規定により読み替えられた新条例第54条第1項第1号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の4分の3に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和

25年法律第226号。以下「新法」という。)第72条の25の規定により申告納付すべき事業税額、新法第72条の28の規定により申告納付すべき事業税額又は新法第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額(次項から附則第7項までにおいて「法人事業税額」という。)から控除する。

- (1) 当該事業年度の新条例第52条第1項第1号イに規定する付加価値額(2の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、新法第72条の48の規定により関係道府県に分割した後の付加価値額とし、当該付加価値額に1,000円未満の端数がある場合又は当該付加価値額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。)に平成28年3月31日現在における第1条の規定による改正前の山形県県税条例(以下「旧条例」という。)第54条第1項第1号イに規定する税率を乗じて得た金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)
 - (2) 当該事業年度の新条例第52条第1項第1号ロに規定する資本金等の額(2の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、新法第72条の48の規定により関係道府県に分割した後の資本金等の額とし、当該資本金等の額に1,000円未満の端数がある場合又は当該資本金等の額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。)に、平成28年3月31日現在における旧条例第54条第1項第1号ロに規定する税率を乗じて得た金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)
 - (3) 当該事業年度の新条例第52条第1項第1号ハに規定する所得を新条例第54条第1項第1号ハの表の左欄に掲げる金額の区分によって区分した金額(2の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、新法第72条の48の規定により区分し、関係道府県に分割した後の金額とし、当該金額に1,000円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。)に、平成28年3月31日現在における当該区分に応ずる旧条例第13条の3第2項の規定により読み替えられた旧条例第54条第1項第1号ハの表の右欄に掲げる税率を乗じて得た金額を合計した金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)
- 5 新条例第49条第1項第1号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に40億円から調整後付加価値額を控除した額の3倍に相当する額を乗じてこれを40億円で除して得た額に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、法人事業税額から控除する。
- 6 新条例第49条第1項第1号イに掲げる法人(3以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。)で、調整後付加価値額が30億円以下であるものについては、施行日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度に係る新条例附則第13条の3第2項の規定により読み替えられた新条例第54条第3項第1号に規定する合計額(次項において「基準法人事業税額」という。)が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の4分の3に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、法人事業税額から控除するものとする。
- (1) 当該事業年度の新条例第52条第1項第1号イに規定する付加価値額を新法第72条の48の規定により関係道府県に分割した後の付加価値額(当該付加価値額に1,000円未満の端数がある場合又は当該付加価値額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)に、平成28年3月31日現在における旧条例第54条第3項第1号イに規定する税率を乗じて得た金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)

- (2) 当該事業年度の新条例第52条第1項第1号ロに規定する資本金等の額を新法第72条の48の規定により関係道府県に分割した後の資本金等の額（当該資本金等の額に1,000円未満の端数がある場合又は当該資本金等の額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成28年3月31日現在における旧条例第54条第3項第1号ロに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）
- (3) 当該事業年度の新条例第52条第1項第1号ハに規定する所得を新法第72条の48の規定により関係道府県に分割した後の金額（当該金額に1,000円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成28年3月31日現在における旧条例附則第13条の3第2項の規定により読み替えられた旧条例第54条第3項第1号ハに規定する税率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）
- 7 新条例第49条第1項第1号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に40億円から調整後付加価値額を控除した額の3倍に相当する額を乗じてこれを40億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、法人事業税額から控除する。
（自動車取得税に関する経過措置）
- 8 新条例附則第15条の2の2第2項から第4項まで及び第15条の2の2の3第1項から第4項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
（自動車税に関する経過措置）
- 9 新条例附則第15条の3の規定は、平成28年度分の自動車税について適用し、平成27年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

平成28年3月31日印刷 発行所 山形県庁
平成28年3月31日発行 発行人 山形県